

第十號様式ノ一 (第十八條)

社員昇給許可申請書										
大臣 殿	會社ノ本店ノ所在場所(1)									
	商 號(2)									
	資 本 金(3)		(拂込)		圓					
	代表者氏名(4)									
	電 話 番 號		擔當者氏名							
昭和 年 月 日	會社ノ設立年月日									
會社ノ營業主タル事業(5)			工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無(6)							
當該昇給期ニ於ケル昇給限度(7)			既昇往給一年間ノ昇給実績ノ	昇給期	昇給金額	昇給人員	昇給前ノ基本給料			
同上算出ノ基礎(8)										
許可トスルヲ受ケン給	昇給豫定期		申請ノ事由(11)							
	昇給金額									
	昇給人員									
	昇給前ノ基本給料									
區 分	昇給前		昇給後		員 數					
	基本給料月額	一人當均	基本給料月額	一人當均						
昇給セザル者										
昇給該當者										
計										
其ノ他參考事項										

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第九號様式 (第十六條)

社員初任基本給料準則承認申請書										
大臣 殿	會社ノ本店ノ所在場所(1)									
	商 號(2)									
	資 本 金(3)		(拂込)		圓					
	代表者氏名(4)		㊟							
	電 話 番 號		擔當者氏名							
昭和 年 月 日	會社ノ設立年月日									
會社ノ營業主タル事業(5)			工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無(6)							
經 歴、技 術、學 歴	初任基本給料	職 務(7)	現在人員(8)	其ノ初任基本給料(9)	備 考					
其ノ他參考事項										

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第十一號様式 (第二十三條)

賞與期間(變更)届書						
大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所1					
	商 號2)		(拂込) 圓			
	資 本 金3)		圓			
	代表者氏名4)		擔當者氏名			
	電話番號					
會社ノ設立 年 月 日						
會社ノ營業 主タル事業5)		役員 年月日現在G 社員數		役員 社員		
會社ノ定々 ル賞與期間 及支給期7)	期別 分	第一 期	第二 期	第三 期	第四 期	
	賞與期間 支給期					
變更前ノ賞 與期間及支 給期間8)	賞與期間					
	支給期					
備						
考 9)						

(日本標準規格 B5 182×257耗)

第十號様式ノ二 (第十八條)

社員ノ學歷年齡別員數 (12)										
學 年 齡	二十歲	二十歲	二十五	三十歲	三十五	四十歲	四十五	五十歲	五十五	計
	未 滿	以 上	以 上	以 上	以 上	以 上	以 上	以 上	以 上	
官立大學	技術									
	事務									
私立大學	技術									
	事務									
官立專門學校	技術									
	事務									
私立專門學校	技術									
	事務									
工業甲種學校	技術									
	事務									
工業乙種學校	技術									
	事務									
商業甲種學校	技術									
	事務									
商業乙種學校	技術									
	事務									
中 學 校	技術									
	事務									
高等女學校	技術									
	事務									
高等小學校	技術									
	事務									
尋常小學校	技術									
	事務									
其ノ他	技術									
	事務									
備 考										

(日本標準規格 B5 182×257耗)

第十三號様式ノ一 (第二十五條)

社員賞與支給許可申請書			
大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所 ¹⁾		
	商 號 ²⁾		
	資 本 金 ³⁾	(拂込) 圓 圓	
	代表者氏名 ⁴⁾	Ⓜ	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
會社ノ設立 年 月 日			
會社ノ營ム 主タル事業 ⁵⁾	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無 ⁶⁾		
當該賞與ノ屬 スル事業年度	自	年 月 日 現在	
賞與及手當金額 ⁸⁾	不要許可限度	算定ノ基礎	
	申 請 額	基 本 給 料 ニ 對 ス ル 割 合	
	直 前 額	基 本 給 料 ニ 對 ス ル 割 合	
支 給 ノ 時 期		當該賞與期間	自 至
申 請 ノ 事 由			

(日本標準規格 B5 182×257耗)

第十二號様式 (第二十四條)

社員賞與支給方法承認申請書			
大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所 ¹⁾		
	商 號 ²⁾		
	資 本 金 ³⁾	(拂込) 圓 圓	
	代表者氏名 ⁴⁾	Ⓜ	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
會社ノ設立 年 月 日			
會社ノ營ム 主タル事業 ⁵⁾	役員及社員數 年 月 日 現在	役 員	社 員
支 給 方 法			
管 理 方 法 ⁶⁾			

(日本標準規格 B5 182×257耗)

第十三號様式ノ三 (第二十五條)

社員ノ學歷年齢別員數 (13)																																																																																																																																																																																																																																			
學歷	年齢	二十歳未	二十歳以上	二十五歳以上	三十歳以上	三十五歳以上	四十歳以上	四十五歳以上	五十歳以上	五十五歳以上	計																																																																																																																																																																																																																								
		官立大學	技術													事務											私立大學	技術												事務											官立專門學校	技術												事務											私立專門學校	技術												事務											工業學校	甲種												乙種											商業學校	甲種												乙種											中學校												高等學校												高等女學校												高等小學校												尋常小學校												其ノ他												備考 (14)								
	事務											私立大學	技術												事務											官立專門學校	技術												事務											私立專門學校	技術												事務											工業學校	甲種												乙種											商業學校	甲種												乙種											中學校												高等學校												高等女學校												高等小學校												尋常小學校												其ノ他												備考 (14)																							
私立大學	技術												事務											官立專門學校	技術												事務											私立專門學校	技術												事務											工業學校	甲種												乙種											商業學校	甲種												乙種											中學校												高等學校												高等女學校												高等小學校												尋常小學校												其ノ他												備考 (14)																																			
	事務											官立專門學校	技術												事務											私立專門學校	技術												事務											工業學校	甲種												乙種											商業學校	甲種												乙種											中學校												高等學校												高等女學校												高等小學校												尋常小學校												其ノ他												備考 (14)																																															
官立專門學校	技術												事務											私立專門學校	技術												事務											工業學校	甲種												乙種											商業學校	甲種												乙種											中學校												高等學校												高等女學校												高等小學校												尋常小學校												其ノ他												備考 (14)																																																											
	事務											私立專門學校	技術												事務											工業學校	甲種												乙種											商業學校	甲種												乙種											中學校												高等學校												高等女學校												高等小學校												尋常小學校												其ノ他												備考 (14)																																																																							
私立專門學校	技術												事務											工業學校	甲種												乙種											商業學校	甲種												乙種											中學校												高等學校												高等女學校												高等小學校												尋常小學校												其ノ他												備考 (14)																																																																																			
	事務											工業學校	甲種												乙種											商業學校	甲種												乙種											中學校												高等學校												高等女學校												高等小學校												尋常小學校												其ノ他												備考 (14)																																																																																															
工業學校	甲種												乙種											商業學校	甲種												乙種											中學校												高等學校												高等女學校												高等小學校												尋常小學校												其ノ他												備考 (14)																																																																																																											
	乙種											商業學校	甲種												乙種											中學校												高等學校												高等女學校												高等小學校												尋常小學校												其ノ他												備考 (14)																																																																																																																							
商業學校	甲種												乙種											中學校												高等學校												高等女學校												高等小學校												尋常小學校												其ノ他												備考 (14)																																																																																																																																			
	乙種											中學校												高等學校												高等女學校												高等小學校												尋常小學校												其ノ他												備考 (14)																																																																																																																																															
中學校												高等學校												高等女學校												高等小學校												尋常小學校												其ノ他												備考 (14)																																																																																																																																																											
高等學校												高等女學校												高等小學校												尋常小學校												其ノ他												備考 (14)																																																																																																																																																																							
高等女學校												高等小學校												尋常小學校												其ノ他												備考 (14)																																																																																																																																																																																			
高等小學校												尋常小學校												其ノ他												備考 (14)																																																																																																																																																																																															
尋常小學校												其ノ他												備考 (14)																																																																																																																																																																																																											
其ノ他												備考 (14)																																																																																																																																																																																																																							
備考 (14)																																																																																																																																																																																																																																			

(日本標準規格 B 5 182 × 57 純)

第十三號様式ノ二 (第二十五條)

年度別	給與ノ區分 摘要	基本給料	令第二十二號ニ 各手當	其ノ他 ノ手當 (イ)	賞與 (ロ)	計	(イ)ト(ロ) ノ計	(イ)ト(ロ) ノ計ノ 本對スル 割合																																																																																																																														
									直前ノ賞與期間	現金支給									貯蓄額 ⁹									計									計ニ對スル貯蓄額ノ割合									受給人員									受給者一人當平均額 ¹⁰								當該賞與期間	現金支給									貯蓄額 ⁹									計									計ニ對スル貯蓄額ノ割合									受給人員									受給者一人當平均額 ¹⁰								直前ノ賞與期間 前三賞與期間ノ 賞與率 (11)	賞與期間 自至									賞與率							
	貯蓄額 ⁹									計									計ニ對スル貯蓄額ノ割合									受給人員									受給者一人當平均額 ¹⁰								當該賞與期間	現金支給									貯蓄額 ⁹									計									計ニ對スル貯蓄額ノ割合									受給人員									受給者一人當平均額 ¹⁰								直前ノ賞與期間 前三賞與期間ノ 賞與率 (11)	賞與期間 自至									賞與率								貯蓄ノ方法 (12)					其ノ他參考事項												
	計									計ニ對スル貯蓄額ノ割合									受給人員									受給者一人當平均額 ¹⁰								當該賞與期間	現金支給									貯蓄額 ⁹									計									計ニ對スル貯蓄額ノ割合									受給人員									受給者一人當平均額 ¹⁰								直前ノ賞與期間 前三賞與期間ノ 賞與率 (11)	賞與期間 自至									賞與率								貯蓄ノ方法 (12)					其ノ他參考事項																					
	計ニ對スル貯蓄額ノ割合									受給人員									受給者一人當平均額 ¹⁰								當該賞與期間	現金支給									貯蓄額 ⁹									計									計ニ對スル貯蓄額ノ割合									受給人員									受給者一人當平均額 ¹⁰								直前ノ賞與期間 前三賞與期間ノ 賞與率 (11)	賞與期間 自至									賞與率								貯蓄ノ方法 (12)					其ノ他參考事項																														
	受給人員									受給者一人當平均額 ¹⁰								當該賞與期間	現金支給									貯蓄額 ⁹									計									計ニ對スル貯蓄額ノ割合									受給人員									受給者一人當平均額 ¹⁰								直前ノ賞與期間 前三賞與期間ノ 賞與率 (11)	賞與期間 自至									賞與率								貯蓄ノ方法 (12)					其ノ他參考事項																																							
	受給者一人當平均額 ¹⁰								當該賞與期間	現金支給									貯蓄額 ⁹									計									計ニ對スル貯蓄額ノ割合									受給人員									受給者一人當平均額 ¹⁰								直前ノ賞與期間 前三賞與期間ノ 賞與率 (11)	賞與期間 自至									賞與率								貯蓄ノ方法 (12)					其ノ他參考事項																																																
當該賞與期間	現金支給									貯蓄額 ⁹									計									計ニ對スル貯蓄額ノ割合									受給人員									受給者一人當平均額 ¹⁰								直前ノ賞與期間 前三賞與期間ノ 賞與率 (11)	賞與期間 自至									賞與率								貯蓄ノ方法 (12)					其ノ他參考事項																																																									
	貯蓄額 ⁹									計									計ニ對スル貯蓄額ノ割合									受給人員									受給者一人當平均額 ¹⁰								直前ノ賞與期間 前三賞與期間ノ 賞與率 (11)	賞與期間 自至									賞與率								貯蓄ノ方法 (12)					其ノ他參考事項																																																																		
	計									計ニ對スル貯蓄額ノ割合									受給人員									受給者一人當平均額 ¹⁰								直前ノ賞與期間 前三賞與期間ノ 賞與率 (11)	賞與期間 自至									賞與率								貯蓄ノ方法 (12)					其ノ他參考事項																																																																											
	計ニ對スル貯蓄額ノ割合									受給人員									受給者一人當平均額 ¹⁰								直前ノ賞與期間 前三賞與期間ノ 賞與率 (11)	賞與期間 自至									賞與率								貯蓄ノ方法 (12)					其ノ他參考事項																																																																																				
	受給人員									受給者一人當平均額 ¹⁰								直前ノ賞與期間 前三賞與期間ノ 賞與率 (11)	賞與期間 自至									賞與率								貯蓄ノ方法 (12)					其ノ他參考事項																																																																																													
	受給者一人當平均額 ¹⁰								直前ノ賞與期間 前三賞與期間ノ 賞與率 (11)	賞與期間 自至									賞與率								貯蓄ノ方法 (12)					其ノ他參考事項																																																																																																						
直前ノ賞與期間 前三賞與期間ノ 賞與率 (11)	賞與期間 自至									賞與率								貯蓄ノ方法 (12)					其ノ他參考事項																																																																																																															
	賞與率								貯蓄ノ方法 (12)					其ノ他參考事項																																																																																																																								
貯蓄ノ方法 (12)					其ノ他參考事項																																																																																																																																	

(日本標準規格 B 5 182 × 257 純)

第十五號様式 (第二十七條)

社員臨時給與支給許可申請書				
大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)		(拂込) 圓	
	代表者氏名(4)		Ⓔ	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名		
會社ノ設立 年 月 日				
會社ノ營ム 主タル事業(5)			工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)	
支給ノ條件(7)	支給額ノ決定方法(8)			
支給人員	支給金額			
受給者ノ勤務場所(9)	申請ノ月ノ前月中ニ 支給シタル受給者ノ 基 本 給 料			
受給者ト同一場所ニ 勤務スル社員數(10)	同上ニ對スル支給 金額ノ割合			
會社ノ社員數(11)	申請ノ月ノ前月以前一年間 ニ受給者ニ支給シタル賞與 手當ノ合計額(11)			
支給ノ事由(13)				
支給ノ方法、豫定 時期及支出科目(14)				
既往ニ於ケル臨時 給與支給ノ有無(15)	支給年月日	支給事由	支給額(イ)	基本給料 月額(ロ) (イ)ノロニ 對スル割合

(日本標準規格 B5 182×257耗)

第十四號様式 (第二十六條)

社員賞與經費支出許可申請書				
大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)		(拂込) 圓	
	代表者氏名(4)		Ⓔ	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名		
會社ノ設立 年 月 日				
會社ノ營ム 主タル事業(5)			工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)	
當該賞與ノ屬 スル事業年度	自 至	役員及社員數 年 月 日現在(7)	役員	社員
令第二十一 條ノ限度(8)	賞與期間			
限度超過額(9)	賞與期間中ニ於ケル 基本給料支給總額			
經費トシテ經理 セントスル額(10)				
經費トシテ經理ス ルノ要アル事由(11)				
當該賞與 期間及前 三賞與期 間ニ付經 費トシテ 經理シタ ル金額 (12)	賞與期間	自 至	自 至	自 至
	手 當			
	賞 與			
	基本給料			
基本給料 對ス ル手當ノ額ノ 合計額ノ割合				
其ノ他參考事項				

(日本標準規格 B5 182×257耗)

第十七號様式 (第二十八條、第二十九條、第三十條)

社員手當準則 報告書 承認申請書 制定變更許可申請			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 ¹⁾		
	商 號 ²⁾		
昭和 年 月 日	資 本 金 ³⁾	(拂込) 圓	
	代表者氏名 ⁴⁾	Ⓜ	
社員數 ⁷⁾ 年 月 日現在	電 話 番 號	擔當者氏名	
	會社ノ設立日 年 月 日		
會社ノ營業 主タル事業 ⁵⁾	工場又ハ事業場ニ 付陸軍又ハ海軍ノ 管理又ハ監督ヲ受 クルノ有無 ⁶⁾		
手當ノ種類 ⁸⁾			
區 分 手當ノ名稱 ⁹⁾			
支給ノ條件 ¹⁰⁾			
金額、數量 又ハ割合 ¹¹⁾			
支給ノ時期			
制定又ハ變更スル ノ要アル事由 ¹²⁾			
報告又ハ申請ノ時 ノ受給人員 ¹³⁾			
備 考			

(日本標準規格 B 5 182 × 257 耗)

第十六號様式 (第二十八條、第二十九條、第三十條)

役員雜給與準則 報告書 承認申請書 制定變更許可申請			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 ¹⁾		
	商 號 ²⁾		
昭和 年 月 日	資 本 金 ³⁾	(込拂) 圓	
	代表者氏名 ⁴⁾	Ⓜ	
社員數 ⁷⁾ 年 月 日現在	電 話 番 號	擔當者氏名	
	會社ノ設立日 年 月 日		
會社ノ營業 主タル事業 ⁵⁾	工場又ハ事業場ニ 付陸軍又ハ海軍ノ 管理又ハ監督ヲ受 クルノ有無 ⁶⁾		
支給與ノ種類 ⁷⁾ 準			
受給資格又ハ 支給ノ條件 ⁸⁾			
金額、數量 又ハ割合 ⁹⁾			
支給ノ時期			
制定又ハ變更スル ノ要アル事由 ¹⁰⁾			
報告又ハ申請ノ時 ノ受給人員 ¹¹⁾			
備 考			

(日本標準規格 B 5 182 × 257 耗)

(第十九號様式ノ一 (第三十二條))

令第二十九條ノ支出豫定額報告書							
大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ所在場所 ¹⁾						
	商 號 ²⁾						
	資 本 金 ³⁾		(拂込)		圓		
	代表者氏名 ⁴⁾		㊟				
	電 話 番 號		擔當者氏名				
會社ノ設立年 月 日							
會社ノ營ム主タル事業 ⁵⁾			工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無 ⁶⁾				
當該事業年度	第 期	自 至	期首現在ニ於ケル役員及社員數	役員	社員		
(一) 令第二十九條第一項第一號ニ掲グル支出 (機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費)							
區 分	支出項目	機密費	交際費	接待費	廣 告 宣 傳 費	其ノ他	計
	支出豫定額						
經理ノ方法 ⁷⁾	經費支出						
	利益金處分						
	其ノ他						
前三年事業年度	自 至						
	自 至						
	自 至						

(日本標準規格 B 5 182 x 257 耗)

第十八號様式 (第二十八條、第二十九條、第三十條)

社員退職金準則 報 承 認 申 請 書 制定變更許可申請		
大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ所在場所 ¹⁾	
	商 號 ²⁾	
	資 本 金 ³⁾	
	(拂込)	
	圓	
代表者氏名 ⁴⁾		㊟
電 話 番 號		擔當者氏名
會社ノ設立年 月 日		
會社ノ營ム主タル事業 ⁵⁾	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無 ⁶⁾	
受給者ノ資力 ⁷⁾		
區 分	支給條件 ⁸⁾	
金額又ハ割合 ⁹⁾		
支給ノ方法 ¹⁰⁾		
支給ノ時期		
制定又ハ變更スルノ要アル事由 ¹¹⁾		
備 考 ¹²⁾		

(日本標準規格 B 5 182 x 257 耗)

第十九號様式ノ三 (第三十二條)

(二) 令第二十九條第一項第二號ニ掲グル支出 (寄 附 金)					
支 出 項 目	經常的ナルモノ(9)		其ノ他ノモノ		計
	支出豫定額				
經理ノ方 法7)	經費支出				
	利益金處分				
	其ノ他				
前三事業 年度 實績	自至				
	自至				
	自至				
支出豫定理由又ハ算出ノ基礎及前事業年度ニ比シ増加スル場合ハ其ノ理由					
區 分	事業年度		前三事業年度(實績)		
			自至	自至	自至
販賣費及總掛費總額(8)					
同上金額ニ對スル經費支出ノ機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費總額ノ割合					
備 考					
純 益 金 10					
利益金ニ對スル寄附金支出額ノ割合					
備 考					

(日本標準規格 B5 182×25 耗)

第十九號様式ノ二 (第三十二條)

種 別	機 密 費	交 際 費	接 待 費	廣 告 宣 傳 費	其 ノ 他
支出豫定理由又ハ算出ノ基礎及前事業年度ニ比シ増加スル場合ハ其ノ理由					
區 分	事業年度		前三事業年度(實績)		
			自至	自至	自至
販賣費及總掛費總額(8)					
同上金額ニ對スル經費支出ノ機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費總額ノ割合					
備 考					

(日本標準規格 B5 182×25 耗)

第十九號様式ノ五 (第三十二條)

(四) 令第二十九條第一項第四號ニ掲グル支出 (施行規則第三十一條ノ福利施設費以外ノ福利施設費)				
支出項目				計
支出豫定額				
經理ノ方法(7)	經費支出			
	利益金處分			
	其ノ他			
前三事業年度実績	自至			
	自至			
	自至			
豫定理由又ハ算出基礎及前事業年度ニ比シ増加スル場合ハ其ノ理由				
區 分	事業年度	前三事業年度(実績)		
		自至	自至	自至
令第二十九條第一項第四號支出				
令第二十九條第一項第三號支出				
計				
第四號支出ニ對スル第三號支出ノ割合				

(日本標準規格 B5 182×257耗)

第十九號様式ノ四 (第三十二條)

(三) 令第二十九條第一項第三號ニ掲グル支出 (施行規則第三十一條ノ福利施設費)				
支出項目				
支出豫定額				
經理ノ方法(7)	經費支出			
	利益金處分			
	其ノ他			
前三事業年度	自至			
	自至			
	自至			
豫定理由又ハ算出基礎及前事業年度ニ比シ増加スルトキハ其ノ理由				
區 分	事業年度	前三事業年度(実績)		
		自至	自至	自至
利益金(10)				
利益金ニ對スル施行規則第三十一條ノ福利施設費ノ割合(11)				
勞務者數(12)				
支拂賃金額(13)				
施行規則第三十一條ノ福利施設費ノ勞務者一人當年金額(14)				
施行規則第三十一條ノ福利施設費ノ賃金千圓當金額(14)				
備考				

(日本標準規格 B5 182×257耗)

第十九號様式ノ七 (第三十二條)

令第二十九條第一項第五號ニ掲グル支出 (研究費)				
支出項目				計
支出豫定額				
經理ノ方法(7)	經費支出			
	利益金處分			
	其ノ他			
前三事業年度実績	自至			
	自至			
	自至			
豫算理由又ハ算出ノ基礎及前事業年度ニ比シ増加スル場合ハ其ノ理由				
區 事業年度 分	當該事業年度 (豫定額)	前三事業年度(実績)		
		自至	自至	自至
固定設備ノ金額 18)				
同上金額ニ對スル研究費支出額ノ割合				
技術者數 19)				
技術者一人當研究費				
備				
考				

(日本標準規格 B5 182×257耗)

第十九號様式ノ六 (第三十二條)

區 事業年度 分	前三事業年度(実績)		
	自至	自至	自至
利益金 (10)			
利益金ニ對スル福利施設費總額ノ割合 (15)			
社員及 勞務者數 16)	社員		
	勞務者		
	計		
社員及 勞務者給與(17)	社員		
	勞務者		
	計		
福利施設費總額ノ社員及勞務者一人當平均額			
福利施設費總額ノ給與及賃金千圓當金額			
其ノ他參考事項			

(日本標準規格 B5 152×257耗)

第二十一號様式 (第三十二條、第三十四條)

研究費 豫定變更報告書 豫定超過支出				
大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)	(拂込) 圓		圓
	代表者氏名(4)			㊟
	電 話 番 號		擔當者 氏 名	
會社ノ設立 年 月 日				
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業 (5)		工場又ハ事業場ニ 付陸軍又ハ海軍ノ 管理又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)		
研究費ノ種類	施行規則第 三十二條第 三項ニ依ル 報告額	追加支出額(8)	計	追加支出ヲ必 要トスル事由
豫定額 ニ變更 ヲ生ジ 又ハ豫 定額ヲ 超過シ タル研 究費(7)				
計				
其ノ他ノ研究費(9)				
合 計				
年 月 日 現 在 固 定 設 備 ノ 金 額 (10)		備 考		
年 月 日 現 在 技 術 者 數 (11)				
固 定 設 備 一 萬 圓 當 研 究 費 (12)				
技 術 者 一 人 當 研 究 費 (13)				

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第二十號様式 (第三十二條、第三十四條)

福利施設費 豫定變更報告書 豫定超過支出				
大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)	(拂込) 圓		圓
	代表者氏名(4)			㊟
	電 話 番 號		擔當者 氏 名	
會社ノ設立 年 月 日				
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業 (5)		工場又ハ事業場ニ 付陸軍又ハ海軍ノ 管理又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)		
福利施設費ノ種類	施行規則第 三十二條第 三項ニ依ル 報告額	追加支出額(8)	計	追加支出ヲ必要ト スルニ至レル事由
令第二十條 第一項第 三號ノ福 利施設費 ノ(7)	豫定額 ニ變更 ヲ生ジ 又ハ豫 定額ヲ 超過シ タルモ ノ(7)			
計				
其ノ他(9)				
合 計				
年 月 日 現 在 勞 務 者 數 (10)		備 考		
支拂賃金額(11)				
勞務者一人當 福利施設費(12)				
賃金千圓當福 利施設費(13)				

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第二十三號様式 (第三十三條)

福利施設費豫定超過支出許可申請書					
大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)				
	商 號(2)				
	資 本 金(3)	(拂込) 圓			
	代表者氏名(4)	印			
	電 話 番 號	擔當者氏名			
會社ノ設立 年 月 日					
會 社 ノ 營 業 主 タ ル 事 業 (5)	工場又ハ事業場ニ 付陸軍又ハ海軍ノ 管理又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)				
福 利 施 設 費 ノ 種 類	施行規則第三 十二條ノ規定 ニ依ル報告額	豫 算 超 過 額	計	豫 定 額 ヲ 超 エ テ 支 出 ス ル ノ 要 ア ル 事 由	
令第二十九條 第一項第四號 ノ福利施設費 (7)	計				
令第二十九條第 一項第五號ノ福 利施設費(9)					
福利施設費 合 計(10)					
社 員 ノ 数 (現在)	社 員	備 考			
社 員 及 勞 務 者 ノ 数	勞 務 者				
福利施設費合計 額ノ社員及勞務 者一人當平均額					

(日本標準規格 B5 182×257耗)

第二十二號様式 (第三十三條)

寄附金豫定超過支出許可申請書					
大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)				
	商 號(2)				
	資 本 金(3)	(拂込) 圓			
	代表者氏名(4)	印			
	電 話 番 號	擔當者氏名			
會社ノ設立 年 月 日					
當該事業年度 自 至					
會 社 ノ 營 業 主 タ ル 事 業 (5)	工場又ハ事業場ニ 付陸軍又ハ海軍ノ 管理又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)				
寄附金ノ種類(7)	施行規則第三 十二條ノ規定 ニ依ル報告額	豫 算 超 過 額	計	豫 定 額 ヲ 超 エ テ 支 出 ス ル ノ 要 ア ル 事 由	
計					
經 理 ノ 方 法(8)					
備 考					

(日本標準規格 B5 182×277耗)

株式所得分

大藏大臣 殿 本店ノ
 商工大臣 殿 商
 昭和 年 月 日提出 代

取得分セントスル株式ニ關スル事項			
銘柄 (1)			合計
一株ノ額面金額			
一株ノ拂込金額			
取得分ノ數量			
取得分ノ價額 (2)			
取得分株式總數ニ對スル割合 (3)			
會社ノ記帳價額 (4)			
取得分ノ方法 (5)			
讓受先ニ關スル事項 (6)			
氏名又ハ商號	住 所	申請者トノ關係 (7)	取得分株式及數量
取得分ヲ必要トスル事由			

可申請書

所在場所 資本金
 號 拂込資本金
 表 者 電話番號 (擔當者)

取得分セントスル株式ヲ發行スル會社ニ關スル事項		申請者ニ關スル事項	
商 號		事業ノ概要 (15)	
住 所			
資本金(内拂込)			
最近配當率			
申請者ノ所有株數及所有率 (9)			
申請者ヨリノ借入金現在高			
申請者ニ對スル貸付金現在高			
申請者トノ關係 (9)			
主タル事業 (10)		所有株式總額 (16)	
生産高又ハ賣上高 (11)		昭和 年 月 日現在 (17)	直前事業年度末
利益金額 (11)		子會社及親會社ノ株式 (18)	
固定設備(内未成) (12)		其ノ他ノ株式	
資産總額		合 計	
株主資本 (13)		株式取得ニ要スル資金ノ調達方法 (19)(20)(21) 株式處分ニ因リテ得タル資金ノ用途	
外部資本 (13)			
其ノ他 (14)			
參考事項 (22)(23)			

特許業權
 漁業業權
 取得處
 得分
 許

大藏大臣 殿 本店ノ
 商工大臣 殿 商代
 昭和 年 月 日提出

取得處 セントスル 無體財産權		
種類 (1)	無體財産權ノ内容 (2)	取得處ノ價額
無體財産權ノ取得ニ伴フ事業計畫ノ大要 (3)		
取得處ヲ必要トスル事由		

可申請書

所在場所 資本金
 號 拂込資本金
 表者 電話番号 (擔當者)

讓渡	受渡	先
氏名又ハ商號	住	所
申請者トノ關係		
無體財産權ノ取得ニ要スル資金ノ調達方法 無體財産權ノ處分ニ因リテ得タル代リ金ノ用途		
申請者ノ營ム事業ノ概要		
参 考 事 項 (4) (5)		

資 金 借 入

大 藏 大 臣 殿 本店ノ
 商 工 大 臣 殿 商
 昭和 年 月 日提出 代

借入ニ關スル事項		借入先ニ關	
借入先ノ 氏名又ハ商號(1)		住 所	
借入金額(1)(2)		資 本 金	
借入ノ時期		最近ノ事業年度ニ於 ケル利益金及配當率	
借入ノ方法(1)(2)		申請者トノ關係	
利 率		事業ノ概要	
返済ノ時期及 返済ノ方法(3)			
擔保其ノ他ノ條件(4)			
借入金ノ使途(5)(6)(7)(8)		借入ヲ必要	
事業設備資金ノ借入ナルトキハ設備ノ新設擴張 又ハ改良ニ關スル許可ノ有無及許可ノ年月日		参 考	

許 可 申 請 書

所在場所 資本金
 號 拂込資本金
 表 者 電話番號 (擔當者)

スル事項(9)	申請者ニ關スル事項		
(拂込資本金)	事業ノ概要		
	資産及資本構成(10)		
	昭和年 月 日現在	直前事業年度末	
	固定資産		
	流動資産		
	投資資産		
	其ノ他		
	株主資本		
	外部資本		
	固定資産ノ株主資本ニ對スル割合	%	%
	借入金ノ總額(11)		
	昭和年 月 日現在	直前事業年度末	
	金融機關ヨ リノ借入金(12)		
	其ノ他		
	合 計		
事 項	主務大臣ノ指定ヲ受ケタ ル借入金ノ限度		

第二十八號様式 (第四十一條)

會 社 概 況 報 告 書 (乙)									
大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)								
	商 號(2)								
	資 本 金(3)		(拂込)						
			圓		圓				
	代表者氏名(4)		Ⓜ						
電 話 番 號		擔當者 氏 名							
會社ノ設立 年 月 日									
會社ノ營ム 主タル事業(5)				工場又ハ事業場ニ 付陸軍又ハ海軍ノ 管理又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)					
役員其ノ他從業者數(7)					支 拂 給 與(8)				
區 分		男	女	計	報酬・給料・賃金 月額	手當及賞與年額			
役員	機 關 タルモノ								
	其ノ他								
社員	技 術 者								
	事 務 者								
	嘱 託 者 等(9)								
勞 務 者									
年 月 日現在				年 月 分 年 月 以前一年分					
主 タ ル 株 主 二 十 名 日 現 在 10)	氏 名 株式數		氏 名 株式數		氏 名 株式數				
					計				
						總株式數=對スル割合			

(日本標準規格 B5 182×257耗)

第二十七號様式 (第四十條)

會 社 概 況 報 告 書 (甲)									
大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)								
	商 號(2)								
	資 本 金(3)		(拂込)						
			圓		圓				
	代表者氏名(4)		Ⓜ						
電 話 番 號		擔當者 氏 名							
會社ノ設立 年 月 日									
會社ノ營ム主タル事業(5)				役員其ノ他從業者數(年月日現在)(7)					
區 分		男	女	計					
役員	機 關 其ノ他								
	技 術 者								
社員	事 務 者								
	嘱 託 者 等(9)								
工 場 又 ハ 事 業 場 ニ 付 陸 軍 又 ハ 海 軍 ノ 管 理 又 ハ 監 督 ヲ 受 ク ル ノ 有 無 (6)		船 員							
		勞 務 者							
最近五年間 ニ於ケル資 本金異動(9)									
主 タ ル 株 主 二 十 名 日 現 在 10)	氏 名 株式數		氏 名 株式數		氏 名 株式數				
					計				
						總株式數=對スル割合			

(日本標準規格 B5 182×257耗)

第三十號様式 (第四十三條)

會社經理狀況報告書					
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 ¹⁾				
	商 號 ²⁾				
	資 本 金 ³⁾		(拂込) 圓 圓		
	代表者氏名 ⁴⁾		Ⓜ		
	電 話 番 號		擔當者 氏 名		
昭和 年 月 日		會社ノ設立 年 月 日			
事業年度	第 期	自 至	期末現在 役員數	期末現在 社員數	名
會社ノ營ム 主タル事業 ⁵⁾		工場又ハ事業場ニ 付陸軍又ハ海軍ノ 管理又ハ監督ヲ受 タルノ有無 ⁶⁾			
主 タ ル 年 株 主 十 日 名 現 在 (7)	氏 名		株 式 數		
			計		
			總株式數ニ對スル割合		
當期間ニ於ケル營業ノ概 要並ニ經理上特ニ意ヲ用 ヒタル事項					

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第二十九號様式 (第四十二條)

旅 費 規 程 報 告 書							
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 ¹⁾						
	商 號 ²⁾						
	資 本 金 ³⁾		(拂込) 圓 圓				
	代表者氏名 ⁴⁾		Ⓜ				
	電 話 番 號		擔當者 氏 名				
昭和 年 月 日		會社ノ設立 年 月 日					
會社ノ營ム 主タル事業 ⁵⁾		工場又ハ事業場ニ 付陸軍又ハ海軍ノ 管理又ハ監督ヲ受 タルノ有無 ⁶⁾					
資 格 ⁷⁾	種 類		鐵道及船賃	車馬賃 (一料當)	日 當	宿 泊 料	食 卓 料
			鐵道	船			
			等	等			
			等	等			
地方別ニ日當、宿泊料ヲ定ムル場合ノ明細 ⁸⁾							
區 分 種 別	金 額		地 方 別				
日 當	圓						
宿 泊 料							
備 考 (9)							

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第三十三號様式ノ一 (第四十三條)

給與狀況調書						
事業年度	第	自	會社ノ本店			
	期	至	ノ所在場所			
			商號			
役員社ノ其他從業者數 (年月日現在) ¹⁾	役員	社員	船員	勞務者		
金錢ニ依ル給與						
種別	報酬又ハ 基本給料	賞與	令第二十 條ノ手當	臨時ノ給與	計	
役員	總額					
	内貯蓄額 ²⁾					
	貯蓄率 ³⁾					
社員	總額					
	内貯蓄額 ²⁾					
	貯蓄率 ³⁾					
	一人當 ⁴⁾					
種別	役員	社員	船員	勞務者	計	
金錢給與						
金錢以外ノ給與 ⁵⁾						
福利施設費 ⁶⁾						
福利積立 ⁷⁾						
計						
經理ノ方法 ⁸⁾						
金錢給與中 貯蓄額 ²⁾						
貯蓄率 ³⁾						
金錢以外ノ給與ノ見積額 ⁹⁾						

(日本標準規格 B5 12 x 257 純)

第三十二號様式ノ二 (第四十三條)

社 員	昇給月日	社員數	昇給額	基本給料 積算額	基本給料 額	基本給料積算 額ニ對スル昇 給額ノ割合
給 與	賞與期間 ¹⁰⁾		令第二十一條ノ 限度超過額 ¹²⁾	賞與期間中ニ於ケル 基本給料支給總額		
	賞與金 ¹¹⁾			賞與期間中ニ於ケル 令第二十條ノ手當以 外ノ手當		
				賞與期間中ニ於ケル 基本給料支給總額ノ 四分ノ三		
其 ノ 他 參 考 事 項 ¹³⁾						

(日本標準規格 B5 18 x 257 純)

第三十四號様式 (第四十三條)

資 産 償 却 計 算 書							
事業年度	第 期 自 至	會社ノ本店ノ 所在場所					
		商 號					
固 定 資 産	科 目	償却後ノ記 帳價格 ⁽¹⁾	時 價 ⁽²⁾	當期中償 却額 ⁽³⁾	當 期 中 償 却 額	償却累計額	
	土 地						
	建物及設備						
	機械及裝置						
	工具及什器						
	運搬設備 及運搬具						
	船 舶						
	無體財産權						
	營 業 權						
	其ノ他						
計							
流 動 資 産	有價證券						
	棚卸資産						
	其ノ他						
	計						
合 計							
備 考							

(日本標準規格 B5 182×257耗)

第三十三號様式ノ二 (第四十三條)

社 員 ノ 學 歴 年 齡 別 員 數 (10)											
年 齡	學 歴	二十歲	二十歲	二十五	三十歲	三十五	四十歲	四十五	五十歲	五十五	計
		未 滿	以 上	歲以上	以 上	歲以上	以 上	歲以上	以 上	歲以上	
官立大學	技術										
官立大學	事務										
私立大學	技術										
私立大學	事務										
官立專門學校	技術										
官立專門學校	事務										
私立專門學校	技術										
私立專門學校	事務										
工業甲種學校											
工業乙種學校											
商業甲種學校											
商業乙種學校											
商業學校											
中 學 校											
高等女學校											
高等小學校											
尋常小學校											
其 他											
計											
備 考											

(日本標準規格 B5 182×257耗)

第三十六號様式ノ一 (第四十三條)

旅費支出實蹟調書							
事業年度	第 自 至	期	會社ノ本店 ノ所在場所	商 號			
資格1)	區分	支出總額	延人員	延日數	一人一日 當旅費		
	內國旅費						
	計						
前四事業年度 旅費支出實蹟	自至						
	自至						
	自至						
	自至						
區分	事業年度	前四事業年度ニ於ケル支出ノ實蹟					
	當該事業年度	自至	自至	自至	自至		
外國旅費	關東州、滿洲 及支那						
	其ノ他						
	計						
參考事項	受給人員						

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第三十五號様式 (第四十三條)

令第二十九條第一項各號ニ掲グル支出ノ豫算實蹟對照表						
事業年度	第 自 至	期	會社ノ本店 ノ所在場所	商 號		
區分	項目1)	豫算額	追加額2)	實蹟額	豫算額ト實蹟額 トノ相違ノ事由	
第一號支出						
第二號支出						
第三號支出						
第四號支出						
第五號支出						
備考						

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第三十七號様式 (第四十三條)

經 費 支 出 明 細 書							
事業	自	本店ノ所在					
年度	至	商 號					
科目	區 分	經理ノ方法	製造原價ニ 算入シタル 經費	其ノ他ノ經 費	利益金處分 ニ依ル支出	其ノ他(1)	合 計
給	社 員						
與	勞 務 者						
	計						
令 第 二 十 九 號	第一號支出						
	第二號支出						
	第三號支出						
	第四號支出						
	第五號支出						
	計						
	旅 費						
償 却 費	固 定 資 産						
	其 ノ 他						
	計						
其ノ他ノ 經費	通 信 費						
	修 繕 費						
	支拂利息割引料						
	其 ノ 他						
合	計						

(日本標準規格 B5 182×257耗)

第三十六號様式ノ二 (第四十三條)

支 店、工 場 名 及 其 ノ 所 在 地	
支 店、工 場 名	所 在 地
主タル仕入先及販賣先名及其ノ所在地	
仕入先又ハ販賣先名	所 在 地
參 考 事 項	

(日本標準規格 B5 182×257耗)

第一號様式記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
相互會社に在りては主たる事務所の所在場所を記載すること
- (2) 商號
相互會社に在りては其の名稱を記載すること
- (3) 資本金
合名會社、合資會社及有限會社に在りては出資總額、株式會社に在りては株金總額、株式合資會社に在りては出資總額及株金總額の合計額、相互會社に在りては基金總額を記載すること
- (4) 代表者氏名
會社に於ける役名をも記載すること
- (5) 會社の營む主たる事業
(イ) 會社が現實に經營する事業にして其の主たるものを主たるもの順に記載すること
(ロ) 物品販賣を主たる事業とするものに在りては主たる取扱商品名を明らしむること
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理又は監督を受くるもの有無
陸軍の管理又は監督を受くるものあるときは「陸」と記載し海軍の管理又は監督を受くるものあるときは「海」と記載し何れの管理監督も無きときは「無シ」と記載すること
- (7) 豫定配當率、豫定配當金
當該事業年度に於て許可を受けて配當せんとする配當率及配當金を記載すること
- (8) 自己資本計算
(イ) 第一號様式の四自己資本計算の數字と一致せしむること
(ロ) 積立金等 拂込資本金及積立金の外に自己資本に加算する金額を積立金に加へて記載すること
(ハ) 繰越缺損金等 自己資本より控除すべき金額の合計額を記載すること

- (9) 申請の事由
許可を受けて配當を爲すの要ある事由の要點を記載し詳細は之を別紙に記載の上添附すること
- (10) 利益金及利益金處分の豫定額
(イ) 利益金 前期繰越金及積立金より戻入れたる金額を含まざるものとする
(ロ) 積立金 積立金、後期繰越金等社内に留保する金額とす
(ハ) 賞與金 利益金處分に依る社員賞與支給あるときは之を賞與金に含めて記載すること但し之を内書して明らしむること
- (ニ) 留保率 (ロ)の積立金の(イ)の利益金に對する割合とす
- (11) 當該事業年度前四事業年度の平均拂込資本金、利益金、配當金、配當率及留保率
利益金及留保率は(10)の(イ)及(ニ)と同一の方法に依り之を記載すること
- (12) 會社の經歷
資本金の異動及其の年月日 最近五年間に於ける資本の増加若は減少、合併、商號變更、配當率の變遷等を簡記すること
- (13) 當該事業年度前四事業年度内に合併ありたる場合に於ける被合併會社の商號、資本金及合併前二事業年度の配當率
該當せざる會社は添附するに及ばず
- (14) 科目
(イ) 會社の勘定科目に依り記載すること
(ロ) 稅務署長の證明を受けたる金額 第一條但書の規定に依り固定資産償却累計金額中稅務署長の證明を受けて自己資本に加算したる金額を記載すること
- (ハ) 第一條第二項の認定金額 第一條第二項の規定に依り主務大臣が自己資本より控除すべきものと認定したる金額を記載すること
- (15) 金額

- (イ) 當該事業年度中に於ける日割平均額を記載すること
- (ロ) 直前事業年度の利益金處分に依る積立金は當該事業年度初より計算すること
- (16) 計算基礎
 - (14) 及(15)に記載したる金額の中當該事業年度中に於て金額に異動を生じたる科目に付て其の異動前と異動後の金額及日數を併記して日割計算を明にすること
- (17) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

第二號様式記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商 號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理又は監督を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依ること
- (7) 豫定配當率
當該事業年度に於て指定を受けて配當せんとする配當率を記載すること
- (8) 申請の事由
豫定配當率に依るべき要ある事由の要點を記載し詳細は別紙に記載の上添附すること
- (9) 利益金及利益金處分の豫定額
第一號様式記載心得(10)に依ること
- (10) 合併に因る受入計算
- (イ) 拂込資本金以外の株主資本

- (ロ) 受入資産の價額
合併に因り設立せられたる會社又は合併後存続する會社が合併に際し繼承したる純資産價額を記載すること
- (ハ) 交付株式の拂込金額及金錢の總額
合併に因り解散したる會社の株主又は之に準すべき者に交付せる金錢の總額中合併に因り解散したる會社の利益配當金に相當する部分あるときは其の金額を内書すること
- (ニ) 合併差益金
合併會社の受入資産價額が合併に因り交付したる株式の拂込金額及金錢等受入資産の對價の總額を越ゆる場合の其の超過額を記載すること 役員又は社員に支給したる合併慰勞金は交付金に算入せざること
- (ホ) 合併慰勞金及資産償却
合併差益金中より交付したる金額を記載すること
- (11) 合併前の各會社の合併前三事業年度の利益金及利益金處分狀況
利益金及留保率の計算は第一號様式記載心得(10)に依ること
- (12) 自己資本計算
第一號様式記載心得(14)乃至(16)に依ること
- (13) 本様式に依り難きときは別に記載すること

第三號様式記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商 號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業

- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理又は監督を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依ること
- (7) 積立金の現在額
 - (イ) 令第六條の規定に依る積立金 令第六條の規定に依る主務大臣の命令に依り積立たる積立金を記載すること
 - (ロ) 其他の積立金は會社の勘定科目に依り記載すること
- (8) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

第四號様式記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理又は監督を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依り記載すること
- (7) 當該報酬の屬する事業年度
許可を受けて支給せんとする報酬の屬する最初の事業年度を記載すること
- (8) 役員數、社員數
最近の現在に於ける員數を記載すること
- (9) 申請報酬額
許可を受けて支給せんとする報酬の金額を記載すること
- (10) 會社の定に依る最高限度額
定款、株主總會の決議等に依り定めたる最高限度を記載すること

- (11) 不要許可額
直前の事業年度の報酬額を記載すること但し當該事業年度の月數が直前の事業年度の月數と異なる場合は第五條の規定に依り算出せらるる金額を記載すること
- (12) 算出の基礎
當該事業年度の月數が直前の事業年度の月數と異なる場合に於ては第五條の規定に依る計算を記載すること
- (13) 報酬支給内譯
 - (イ) 役名 常務取締役、取締役、監査役等の役名別に記載すること但し常勤、非常勤等の別に依り同一役名を有する者の中支給額を異にする者あるときは之を區分すること
 - (ロ) 貯蓄額 規約貯金、組合貯金、賞與國債支給運動に依る國債支給等支給する報酬より天引して貯蓄せしめ又は國債を支給する金額を記載すること
- (14) 申請の事由
報酬を増額するの要ある事由の要點を記載し詳細は別紙に記載の上添附すること
- (15) 當該事業年度及其の前三事業年度
 - (イ) 役員數 期末現在に依り記載すること但し當該事業年度は(8)に依る員數を記載すること
 - (ロ) 雜給與 金錢以外のものを以てする給與は其の見積額を外書すること
 - (ハ) 純益金 第七條の計算方法に依る純益金を記載すること
 - (ニ) 社員數 期末現在に依り記載すること但し當該事業年度は(8)に依る員數を記載すること
 - (ホ) 手當の總額 令第二十條の手當及其他の手當の合算額を記載すること但し金錢以外のものを以てする給與は其の見積額を外書すること
- (16) 合併に因り解散したる會社の合併前二事業年度
合併後最初の事業年度の役員報酬に付許可を受けんとする會社の外は記載に及ばず
- (17) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

第五號様式記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理又は監督を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依り記載すること
- (7) 申請賞與額
許可を受けて支給せんとする賞與額を記載すること
- (8) 會社の定に依る最高限度額
定款、株主總會の決議等の定に依り超ゆることを得ざる最高限度の金額を記載すること
- (9) 同上規定の抜萃
定款、株主總會の決議等の要點を記載すること
- (10) 不要許可額
 - (イ) 法定賞與額 當期純益金に第八條の率を乘じて得たる金額を記載すること
 - (ロ) 算出の基礎 右の計算の手續を記載すること
 - (ハ) 前期賞與額 當該事業年度の月數が直前の事業年度の月數と異なる場合は第九條の規定に依り算出せらるる金額を記載すること
 - (ニ) 算出の基礎 當該事業年度の月數が直前の事業年度の月數と異なる場合に於て第九條の規定に依る計算を記載すること
- (ホ) 令第十三條第二項の規定に依る金額

- 令第十三條第二項各號に掲ぐる場合に該當するとき其の金額を記載すること
- (ヘ) 算定の基礎 令第十三條第二項第一號乃至第三號の規定に依る計算の手續を記載すること
 - (11) 賞與支給内譯
 - (イ) 役名 常務取締役、取締役、監査役等の役名別に記載すること但し常勤、非常勤等の別に依り同一役名を有する者の中支給額を異にする者あるときは之を區分すること
 - (ロ) 貯蓄額 規約貯金、組合貯金、賞與國債支給運動に依る國債支給等支給する賞與より天引して貯蓄せしめ又は國債を支給する金額を記載すること
 - (12) 當該事業年度の純益金計算
會社の決算上の利益より第七條第二項又は第三項に掲ぐる項目を加減して純益金の計算を示すこと
 - (13) 申請の事由
令第十三條の限度を超えて役員賞與を支給するの要ある事由の要點を記載し詳細は別紙に記載の上添附すること
 - (14) 當該事業年度及其の前三事業年度
 - (イ) 役員數 期末現在に依り記載すること
 - (ロ) 雜給與總額 金錢以外のものを以て支給するものあるときは其の見積額を外書すること
 - (ハ) 純益金 第七條の計算方法に依る純益金を記載すること
 - (12) 當該事業年度の純益金計算の結果と一致すべきこと
 - (ニ) 社員數 期末現在に依り記載すること
 - (ホ) 手當總額 令第二十條の手當及其他の手當の合算額を記載すること但し金錢以外のものを以て支給するものあるときは其の見積額を外書すること
 - (15) 合併に因り解散したる會社の合併前二事業年度
合併後最初の事業年度に付支給する役員賞與に付許可を受けんとする會社の外は記載するに及ばず
 - (16) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

第六號様式記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商 號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理又は監督を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依ること
- (7) 受給者の資格
常務取締役、取締役、監査役等の別に依り支給條件を異にするときは其の資格の別を記載すること
- (8) 支給の條件
役員退職金支給の有無又は其の金額若は割合の多寡を決定する基準を記載すること
- (9) 金額又は割合
退職金支給額又は其の算定基準を記載すること
- (10) 支給の方法
一時金、年金、分割拂等の別を記載すること
- (11) 備 考
(イ) 會社が役員退職金に關し内規を有し會社職員給與臨時措置令施行規則第五條の規定に依り主務大臣に報告したるものあるときは其の旨記載すること
(ロ) 過去に於ける退職金支給実績あるときは之を記載すること
(ハ) 主務大臣の許可を受けたる役員退職金の準則を變更せんとするときは變更の事由を記載すること此の場合に在りては變更前の準則と變更後の準則とを傍線括弧其の他適宜の方法に依り對照せしむること

- (12) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

第七號様式記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商 號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理又は監督を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依ること
- (7) 在職年數
會社が當該退職役員に對し退職金を支給したることある場合は其の退職金支給後に於ける在職年數とす
- (8) 不要許可額
第十一條の規定に依り算出せらるる金額又は第十二條の規定に依り主務大臣の許可を受けたる準則に依り算出せられたる金額を記載すること
- (9) 申請額
許可を受けて支給せんとする金額を記載すること
- (10) 在職中の報酬支給額、在職中の賞與支給額
在職中に當該退職役員に支給したる報酬又は賞與の累計金額を記載すること
- (11) 支給の方法、時期及支出科目
現金を以て支給するか其の他のものを以て支給するか、一時に支給するか分割して支給するか、當期の利益金より支出するか退職積立金より支出するか、別等を記載すること
- (12) 申請の事由

- 許可を受けて支給するの要ある事由の要點を記載し詳細は別紙に記載の上之を添附すること
- (13) 其他参考事項
過去に於て退職金支給の實例あらば之を記載すること
- (14) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

第八號様式記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理又は監督を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依ること
- (7) 役員數、社員數
最近の現在に於ける員數を記載すること
- (8) 支給内譯
役名、常務取締役、取締役、監查役等の別に記載すること但し常勤、非常勤等の別に依り同一役名を有する者の中
支給額を異にする者あるときは之を區分すること
- (9) 支給の方法及支出科目
現金を以て支給するか其の他のものを以て支給するか別、當期の利益金より支出するか積立金より支出するか
の別等を記載すること
- (10) 申請の事由
臨時給與の支給を爲すの要ある事由の要點を記載し詳細は別紙に記載の上之を添附すること

第九號様式記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理又は監督を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依ること
- (7) 職務
特別の經歷若は技能又は學歷を有する者の就くべき職務を記載すること
- (8) 現在人員
申請當時に於て特別の經歷若は技能又は學歷に該當する者あるときは其の現在人員を記載すること但し其の初任
基本給料に差異あるときは各初任基本給料別の人員を記載すること
- (9) 其の初任基本給料
初任基本給料に差別あるときは各初任基本給料を記載すること

第十號様式記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業

- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理又は監督を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依ること
- (7) 當該昇給期に於ける昇給限度
第十七條の規定に依り算出せらるる限度を記載すること
- (8) 同上算出の基礎
第十七條の規定に依る計算の手續を記載すること即ち各昇給該當者の當該昇給直前に於ける基本給料月額に直前の昇給日(初めて昇給する者に付ては採用の日)後當該昇給日迄に經過したる月數の十二分の一を乗じて得たる金額の合計金額及其の合計金額に百分の七を乗じたる金額を記載すること
- (9) 既往一年間の昇給實績
(イ) 昇給前の基本給料 各昇給該當者の當該昇給直前に於ける基本給料月額に各昇給該當者の直前の昇給日(初めて昇給する者に付ては採用の日)後當該昇給日迄に經過したる月數の十二分の一を乗じて得たる金額の合計金額を記載すること
(ロ) 昇給回数二回以上あるときは各昇給回数毎に記載すること
- (10) 許可を受けんとする昇給
昇給前の基本給料の記載方法は前號に同じ
- (11) 申請の事由
許可を受けて昇給を爲さしむるの要ある事由の要點を記載し詳細は別紙に記載の上之を添附すること
- (12) 社員の學歴年齢別員數
各學歷區分に該當せざる者は其の他の欄に記載すること但し其の數が相當多數に上るときは適宜區分して記載すること
- (13) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

第十一號様式記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商 號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依ること
- (6) 役員及社員數
最近の現在に於ける員數を記載すること
- (7) 會社の定めたる賞與期間及支給期
各曆年中最初に支給期の到來する期間を第一期とすること
- (8) 變更前の賞與期間及支給期
賞與期間の變更を爲さんとするもの外は記載するに及ばず
- (9) 備 考
(イ) 賞與期間の變更を爲さんとするものに在りては變更の事由を記載すること
(ロ) 支給すべき賞與金の計算方法に特別の定めるときは之を記載すること
- (10) 賞與期間屆書なるときは(變更)を抹消し、賞與期間變更屆書なるときは括弧を抹消すること

第十二號様式記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商 號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業

- 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(5)に依ること
(6) 管理方法
支給後の管理の方法を記載すること

第十三號様式記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
(2) 商 號
(3) 資本金
(4) 代表者氏名
(5) 會社の營む主たる事業
(6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理又は監督を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依ること
(7) 役員數、社員數
最近の現在に於ける員數を記載すること
(8) 賞與及手當金額
(イ) 不要許可限度
當該賞與期間中に於ける基本給料支給總額の四分の三に相當する金額を記載すること但し第二十四條第一號に掲ぐる方法を以て支給するものあるときは其の金額を内書すること
(ロ) 算出の基礎
不要許可限度計算の手續を記載すること但し第二十四條第一號に掲ぐる方法に依り支給するものあるときは其の金額の當該賞與期間中に於ける基本給料支給總額に對する割合をも記載すること
(ハ) 申請額
不要許可限度を超えて支給せんとする金額を記載すること

(ニ) 直前額

直前の賞與期間に付支給したる令第二十條各號に掲ぐる手當以外の手當と賞與との合計金額を記載すること

(ホ) 基本給料に對する割合

當該賞與期間中に於ける基本給料支給總額に對する申請額又は直前額の割合を記載すること

(9) 貯蓄額

組合貯金、規約貯金、賞與國債支給運動に依る國債支給等支給額より天引して貯蓄せしめ又は國債を以て支給する金額を記載すること

(10) 受給者一人當平均額

現金支給額及貯蓄額の合計金額の受給人員一人當平均額を記載すること

(11) 直前の賞與期間前三賞與期間の賞與率

各賞與期間に付支給したる賞與の金額の當該賞與期間中に於ける基本給料支給總額に對する割合を記載すること

(12) 貯蓄の方法

貯蓄せしむる金額の支給方法及其の管理方法を記載すること

(13) 社員の學歷年齢別員數

各學歷區分に該當せざる者は其の他の欄に記載すること但し其の數が相當多數に上るときは適宜區分して記載すること

(14) 備考

申請當時に於ける社員基本給料月額の一入當平均額を記載すること

(15) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

第十四號様式記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
(2) 商 號

- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 会社の営む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理又は監督を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依ること
- (7) 役員及社員數
最近の現在に於ける員數を記載すること
- (8) 令第二十一條の限度
當該賞與期間中に於ける基本給料支給總額の四分の三に相當する金額を記載すること
- (9) 限度超過額
令第二十一條の限度を超えて支給せんとする金額を記載すること
- (10) 經費として經理せんとする額
限度超過額中經費支出を爲さんとする金額を記載すること
- (11) 經費として經理するの要ある事由
限度超過額を經費として經理するの要ある事由の要點を記載し詳細は別紙に記載の上之を添附すること
- (12) 當該賞與期間及前三賞與期間に付經費として經理したる金額
(イ) 手當 令第二十條各號に掲ぐる手當以外の手當の當該賞與期間に於ける支給總額を記載すること
(ロ) 基本給料 當該賞與期間中に於ける基本給料支給總額を記載すること
- (13) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

第十五號様式記載心得

- (1) 会社の本店の所在場所
- (2) 商號

- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 会社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理又は監督を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依ること
- (7) 支給の條件
支給を受くべき者の範圍に關する基準を記載すること
- (8) 支給額の決定方法
各受給者の受くべき臨時給與の金額を決定する基準を記載すること
- (9) 受給者の勤務場所
事務所、工場、事業場等勤務の場所を限り臨時の給與を支給する場合に於て其の場所の種類及名稱を記載すること
- (10) 受給者と同一場所に勤務する社員數
前號に該當する場合に於て申請當時の同一場所勤務社員數を記載すること
- (11) 会社の社員數
申請の當時に於ける社員總數を記載すること
- (12) 申請の月の前月以前一年間に受給者に支給したる賞與手當の合計額
算入すべき手當は令第二十條各號に掲ぐる手當を除きたる手當とすること
- (13) 支給の事由
(イ) 臨時の給與を支給する要ある事由の要點を記載し詳細は別紙に記載の上之を添附すること
(ロ) 同一事由に依り役員又は勞務者に臨時の給與を支給するときは其の旨附記すること
- (14) 支給の方法、時期及支出科目
現金を以て支給するか其の他の方法に依るか別、經費支出を爲すか積立金より支出するか別及支給の豫定時

期を記載すること

- (15) 既往に於ける臨時給與支給の有無
許可を受けて支給せんとする臨時の給與と同様の事由に依り既往に於て支給したるものを記載すること
基本給料月額には當該臨時給與の支給を受けたる者に對し當該支給月の前月に於て支給したる基本給料月額を記載すること

- (16) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

第十六號様式記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
(2) 商號
(3) 資本金
(4) 代表者氏名
(5) 會社の營む主たる事業
(6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理又は監督を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依ること
(7) 雜給與の種類
外國在勤手當其他役員雜給與の種類を記載すること
(8) 受給資格又は支給の條件
支給の有無、支給の金額、數量又は割合の多寡を決定する基準を記載すること
(9) 金額、數量又は割合
金錢に依り支給する場合に於ては金額又は金額決定の基準たる割合を記載し、現物を以て支給する場合に於ては其の數量を記載すること
(10) 制定又は變更するの要ある事由

第三十條の規定に依り役員雜給與の準則の制定又は變更を爲さんとする會社は其の制定又は變更するの要ある事由を記載すること其の他の會社に在りては本欄を設くることを要せず

- (11) 報告又は申請の時の受給人員

第二十八條の規定に依る報告書若は第二十九條の規定に依る承認申請書提出の時に於て當該役員雜給與の支給を受け居る員數又は第三十條の規定に依る許可申請書提出の時に於て當該役員雜給與の支給を受くべき員數を記載すること

- (12) 役員雜給與準則報告書なるときは「承認申請」「制定變更許可申請」を抹消し、役員雜給與準則承認申請書なるときは「報告」「制定變更許可申請」を抹消し、役員雜給與準則制定又は變更許可申請書なるときは夫々不要文字を抹消すること

- (13) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

第十七號様式記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
(2) 商號
(3) 資本金
(4) 代表者氏名
(5) 會社の營む主たる事業
(6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理又は監督を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依ること
(7) 社員數
最近の現在に於ける員數を記載すること
(8) 手當の種類
手當の種類は令第二十條各號の區分に依り第一號手當第二號手當、等の如く區分すること

- (9) 手當の名稱
令第二十條各號に該當する手當に對し會社が附したる名稱を記載すること
- (10) 支給の條件
支給の有無又は支給の金額、數量若は割合の多寡を決定する基準を記載すること
- (11) 金額、數量又は割合
金錢に依り支給する場合に於ては金額又は金額決定の基準たる割合を記載し、現物を以て支給する場合に於ては其の數量を記載すること
- (12) 制定又は變更するの要ある事由
第三十條の規定に依り令第二十條各號に掲ぐる手當の準則の制定又は變更を爲さんとする會社は其の制定又は變更を爲すの要ある事由を記載すること其の他の會社に在りては本欄を設くることを要せず
- (13) 報告又は申請の時の受給人員
第二十八條の規定に依る報告書若は第二十九條の規定に依る承認申請書提出の時に於て當該手當の支給を受け居る員數又は第三十條の規定に依る許可申請書提出の時に於て當該役員雜給與の支給を受くべき員數を記載すること
- (14) 社員手當準則報告書なるときは「承認申請」「制定變更許可申請」を抹消し、社員手當準則承認申請書なるときは「報告」「制定變更許可申請」を抹消し、社員手當準則制定又は變更許可申請書なるときは夫々不要文字を抹消すること
- (15) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

第十八號様式記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商 號
- (3) 資本金

- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理又は監督を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依ること
- (7) 受給者の資格
社員の資格に依り社員退職金の支給條件を異にするときは其の資格の別を記載すること
- (8) 支給の條件
社員退職金支給の有無又は金額若は割合の多寡を決定する基準を記載すること
- (9) 金額又は割合
退職金の金額又は金額決定の基準たる割合を記載すること
- (10) 支給の方法
一時金、年金、分割拂等の別を記載すること
- (11) 制定又は變更するの要ある事由
令第二十五條の規定に依り社員退職金の準則の制定又は變更を爲さんとする會社は其の制定又は變更を爲すの要ある事由を記載すること其の他のものに在りては本欄を設くることを要せず
- (12) 備 考
第二十八條の規定に依る報告書又は第二十九條の規定に依る承認申請書提出の時に於ける當該準則に依り支給すべき退職金の試算額並に會社の之に對する引當金及其の勘定科目を記載すること
- (13) 社員退職金準則報告書なるときは「承認申請」「制定變更許可申請」を抹消し、社員退職金準則承認申請書なるときは「報告」「制定變更許可申請」を抹消し、社員退職金準則制定又は變更許可申請書なるときは夫々不要文字を抹消すること

第十九號様式記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主むる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理又は監督を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依ること
- (7) 經理の方法
 - (イ) 經費支出 當該事業年度の製造原價に算入するもの其他經費として支出すべき豫定額を記載すること
 - (ロ) 利益金處分 當該事業年度の利益金處分として支出すべき豫定額を記載すること
 - (ハ) 其他 資産中假勘定に計上するもの其他當該事業年度の經費支出又は利益金處分とならざるものを記載すること
- (8) 販賣費及總掛費總額
- (9) 販賣費、總掛費其他之に準ずる經費の總額を記載すること
經常的なるもの
- (10) 每事業年度繼續して支出する寄附金の金額を記載すること
利益金
- (11) 利益金の計算は會社の決算上の處分し得べき利益金中前期繰越金及積立金より戻入れたる金額を控除したるものを記載すること
- (12) 第三十一條の福利施設費の當期利益金に對する割合を記載するものとす
勞務者數
- (13) 期首現在に依り記載すること

- (13) 支拂賃金額
各事業年度中の支拂賃金額を記載すること
 - (14) 施行規則第三十一條の福利施設費の勞務者一人當平均額、施行規則第三十一條の福利施設費の賃金千圓當金額
施行規則第三十一條の福利施設費の勞務者一人當又は賃金千圓當金額を記載すること
 - (15) 利益金に對する福利施設費總額の割合
福利施設費總額は令第二十九條第一項第四號に掲ぐる支出と同項第三號に掲ぐる支出との合計額に依ること
 - (16) 社員及勞務者數
期首現在に依ること
 - (17) 社員及勞務者給與
金錢以外のものに依り支給する給與あるときは其の見積額を内書すること
 - (18) 固定設備の金額
 - (イ) 期首現在に依ること
 - (ロ) 固定資産中土地、建物、無形固定資産(特許權、地上權、營業權、鑛業權等)及建設假勘定の金額を除きたるものを記載すること
 - (19) 技術者數
期首現在に依り記載すること
 - (20) 豫定額なきときは「ナシ」として報告すること
 - (21) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること
- 第二十號様式記載心得**
- (1) 會社の本店の所在場所
 - (2) 商號
 - (3) 資本金

- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理又は監督を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依ること
- (7) 豫定額に變更を生じ又は豫定額を超過したるもの
第三十二條の規定に依り事前報告を爲さんとする會社は變更したる豫定額を記載し、第三十四條の規定に依り事後報告を爲さんとする會社は豫定額を超過したる金額を記載すること
- (8) 追加支出額
第三十二條の規定に依り報告したる金額を越ゆる金額を記載すること
- (9) 其他
令第三十二條の規定に依り報告したる金額中豫定額に變更なかりしものを一括して記載すること
- (10) 勞務者數
最近の現在に於ける員數を記載すること
- (11) 支拂賃金額
報告の時以前の最終の賃金支拂日以前六月分を記載すること
- (12) 勞務者一人當福利施設費
追加支出額を加算したる金額の勞務者一人當金額を記載すること
- (13) 賃金千圓當の福利施設費
追加支出額を加算したる金額の支拂賃金額千圓當金額を記載すること
- (14) 福利施設費豫定變更報告書なるときは「豫定超過支出」を抹消し、福利施設費豫定超過支出報告書なるときは「豫定變更」を抹消すること
- (15) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

第二十一號様式記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商 號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理又は監督を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依ること
- (7) 豫定額に變更を生じ又は豫定額を超過したる研究費
第三十二條の規定に依り事前報告を爲さんとする會社は變更したる豫定額を記載し、第三十四條の規定に依り事後報告を爲さんとする會社は豫定額を超過したる金額を記載すること
- (8) 追加支出額
第三十二條の規定に依り報告したる金額を越ゆる金額を記載すること
- (9) 其他の研究費
第三十二條の規定に依り報告したる金額中豫定額に變更なかりしものを一括して記載すること
- (10) 固定設備の金額
(イ) 最近の現在に依り記載すること
(ロ) 固定資産中土地、建物、無形固定資産(特許權、地上權、營業權、鑛業權等)及建設假勘定の金額を除きたるものを記載すること
- (11) 技術者數
最近の現在に於ける員數を記載すること
- (12) 固定設備一萬圓當研究費

追加支出額を加算したる金額の固定設備一萬圓當金額を記載すること

(13) 技術者一人當研究費

追加支出額を加算したる金額の技術者一人當金額を記載すること

(14) 研究費豫定變更報告書なるときは「豫定超過支出」を抹消し、研究費豫定超過支出報告書なるときは「豫定豫更」を抹消すること

(15) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

第二十二號様式記載心得

(1) 會社の本店の所在場所

(2) 商 號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社の營む主たる事業

(6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理又は監督を受くるの有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依ること

(7) 寄附金の種類

豫算超過と爲りたるものに付ては各種類毎に記載し其の他のものに付ては一括して記載することを得

(8) 經理の方法

當該事業年度の經費として支出するか、利益金處分に依り支出するか又は其の他の經理方法に依るかの別に依り區分して記載すること

(9) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

第二十三號様式記載心得

(1) 會社の本店の所在場所

(2) 商 號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社の營む主たる事業

(6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理又は監督を受くるの有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依ること

(7) 令第二十九條第一項第四號の福利施設費

豫算超過と爲りたるものに付ては各種類毎に記載し其の他のものに付ては一括して記載することを得

(8) 經理の方法

當該事業年度の經費として支出するか、利益金處分に依り支出するか又は其の他の經理方法に依るか別に依り區分して記載すること

(9) 令第二十九條第三號の福利施設費

第三十二條第二項の規定に依り報告したる金額あるときは之を豫算超過額として記載すること

(10) 社員及勞務者數

最近の現在に於ける員數を記載すること

(11) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

第二十四號様式記載心得

一 株式取得許可申請書の場合には「處分」を、株式處分許可申請書の場合には「取得」を各抹消すること

二 取得處分せんとする株式に關する事項

(1) 「銘柄」は何々株式會社株式の如く記載すること、同一會社の株式にして拂込金額を異にする二種類以上の株式ある場合に於ては舊株、第一新株、第二新株の區分を記載し優先株、後配株ある場合は優先株、普通株又は後

配株の區分を記載すること

- (2) 「取得又ハ處分ノ價額」は取得又は處分せんとする總株式の賣却又は買入價額を記載すること、價額不明なるものは大體の豫想價額を記載し價額の表示困難なるものに付ては其の旨を記載すること
- (3) 「株式總數ニ對スル割合」は取得又は處分せんとする株式の當該株式を發行する會社の總株式數に對する割合を記載すること
- (4) 「會社ノ記帳價額」は株式を處分せんとする場合に於て當該株式の最近に於ける帳簿價額を記載すること
- (5) 「取得又ハ處分ノ方法」は仲介者を経て買入又は賣却するものなりや、又其の仲介者の住所氏名、設立せらるる會社の株式に應募するものなりや、關係會社より又は關係會社に對し肩替りするものなりや、株主に對し割當るものなりや、又其の割當の方法等を記載すること
- 三 讓受先又は讓渡先に關する事項
- (6) 株式取得許可申請書なる場合は「讓渡先」を、株式處分許可申請書なる場合には「讓受先」を各抹消すること、不特定の者若は多數の者に對し株式を讓渡する場合又は不特定の者若は多數の者より株式を讓受くる場合に於ては本欄の記載を要せざること
- (7) 「申請者トノ關係」は申請者と讓渡先又は讓受先との資本關係、役員關係、取引關係等の關係を記載すること
- 四 取得處分せんとする株式を發行する會社に關する事項
- (8) 「申請者ノ所有株式數及所有率」は當該會社の株式中現に申請會社の所有する株式數及其の當該會社の總株式數に對する割合を記載すること
- (9) 「申請者トノ關係」は當該會社と申請會社との資本關係、役員關係、取引關係及最近に於ける取引高等を記載すること
- (10) 「主タル事業」は會社の定款の目的如何に拘らず會社が現に營みつつある主たる事業を記載すること
- (11) 「生産高又ハ賣上高」利益金額」は最近に終了したる事業年度に於けるものを記載すること
- (12) 「固定設備」は土地、建物、機械、什器等の設備額を記載し、建設勘定等の未成設備あるときは之を「固定設備」に加算し其の額を特に括弧内に内書すること

(13) 「株主資本」は最終の貸借對照表に於ける拂込資本金と諸積立金との合計金額とし「外部資本」は最終の貸借對照表の貸方に於ける其の他の科目(當期利益金を含まず)の合計金額とす

(14) 「其ノ他」の欄には主たる事業地、主要設備の概要、主要生産品、生産能力等を記載すること、新設會社に付ては會社名の欄に特に(新設)と記載し各項目に掲ぐる事項を事業計畫に依り記載すること

五 申請者に關する事項

(15) 「事業ノ概要」には會社の現に營みつつある主たる事業の種類、主要生産品名、最近事業年度に於ける生産高、販賣高、主要販賣先、主要設備の概要、其の他會社の營む事業の種類及規模の概要を知るに足る事項を記載すること

(16) 「所有株式總額」は單に金額(會社の帳簿價額)のみを記載すること

(17) 所有株式の現在高は最近の殘高に依ること

(18) 「子會社」は資本關係、役員關係等に依り實質上會社が支配權を有する會社を謂ひ「親會社」は資本關係、役員關係等に依り實質上會社が支配を受くる會社を謂ふ

六 株式取得に要する資金の調達方法又は株式處分に因りて得たる資金の用途

(19) 株式取得許可申請書の場合には「株式處分ニ因リテ得タル資金ノ用途」を、株式處分許可申請書の場合には「株式取得ニ要スル資金ノ調達方法」を各抹消すること

(20) 「株式取得ニ要スル資金ノ調達方法」は株式取得に要する資金を増資株金拂込等に依るものなりや及増資株金拂込の金額並に之に關する臨時資金調整法其の他の法令に依る許可の有無、許可の年月日、借入金に依るものなりや及其の金額借入先、擔保の有無、利率其の他の條件、手許餘裕金に依るものなりや又其の金額を記載すること

(21) 「株式處分ニ因リテ得タル資金ノ用途」は株式處分に依る代り金を借入金、返濟、運轉資金の補充、固定設備の新設、擴張、銀行預金、他の有價證券等に投資するものなりや及其の金額、事業設備の新設、擴張等に必要なる資金に充つるものなるときは事業設備の新設、擴張の概要並に許可の有無、借入金を返濟する場合には借入金、返濟先及金額、運轉資金補充の場合は運轉資産(原材料、製品、半製品等)の現在高、借入金總額と運轉資産

との割合、他の投資に充つるものなる場合は其の金額、投資の種類、有價證券の明細等を記載すること
七 参考事項

- (22) 外國株式の取得又は處分なるときは外貨證券取得に關する爲替管理法上の許可の有無を記載すること
- (23) 其他許可に關し調査上の参考となるべき事項を記載すること
- 八 記載事項なきもの又は記載困難なるものは其の欄を斜線に依りて抹消すること
- 九 本様式に依り記載し難き事項あるときは別紙に記載すること

第二十五號様式記載心得

- 一 一般の記載方法に付ては第二十四號様式の記載心得に準ずること
- 二 取得又は處分せんとする無體財産
(1) 「種類」は特許權、鑛業權又は漁業權の内容を表示する名稱、種類を記載すること
(2) 「無體財産權の内容」は如何なる方法に依り如何なる製品を製造する特許權なりや、鑛業權の設定地域、埋藏鑛物の種類及推定鑛量、現在の出產量等を詳細に記載すること
- 三 無體財産權の取得に伴ふ事業計畫の概要
(3) 特許權、鑛業權等を取付することに依り實施すべき事業計畫に付、主要事業設備の概要、主要生産品名及生産高、原材料入手の方法事業收支の豫算等事業計畫の概要を知るに足る事項の概要を記載すること
- 四 参考事項
(4) 外國より特許權を買入れんとする場合には買入先の國別、爲替管理法上の許可の有無、支拂の方法等を記載すること
- (5) 無體財産權を處分せんとする場合に於て無體財産權の處分に伴ひ之と同時に事業設備を處分するものなるときは處分すべき主要事業設備等を記載すること
- 五 本様式に依り記載し難き事項あるときは別紙に記載すること

第二十六號様式記載心得

- 一 一般の記載方法は第二十四號様式に準ずること
- 二 借入に關する事項
(1) 金融機關よりの資金の借入に付許可を申請するものなる場合に於ては「借入先ノ商號」の欄に何々銀行何々支店の如く營業所名を記載し、「借入ノ方法」の欄に證書貸付、手形貸付又は當座貸越契約に依る旨を記載し、當座貸越契約に依る場合に於ては「借入ノ金額」の欄に極度金額を記載すること
(2) 數口に互り借入を爲す場合には「借入ノ金額」の欄に借入總額を、「借入ノ方法」の欄に數口に互り借入る旨及其の毎回の借入の豫定額を記載すること
(3) 「返済の時期及返済ノ方法」には返済資金の調達に關する見込をも記載すること
(4) 擔保なき場合は「擔保其ノ他ノ條件」の欄に「ナシ」と記載すること
- 三 借入金金の用途
(5) 借入金金を以て事業設備の新設、擴張等を爲さんとするときは其の事業計畫の概要、所要資金の總額並に資金の調達方法、主要生産品名及豫想生産高等の概要を記載すること
(6) 資金が借入金金の返済に充當せらるるものなる場合に於ては返済先及其の金額等を記載すること
(7) 運轉資金に充當するものなる場合には單に其の旨を表示すること
(8) 借入金に依り有價證券を取付せんとするものなる場合には取得せんとする有價證券の銘柄、數量、取得價格等を記載すること
- 四 借入先に關する事項
(9) 金融機關より借入を爲さんとするものなる場合に於ては本欄は全部斜線に依りて抹消すること
- 五 申請者に關する事項
(10) 「資産及資本構成」の欄中
(イ) 「固定資産」は土地、建物、機械、輸送設備、什器等を謂ひ、建設勘定等の未働資産あるときは其の額を之

に加算し特に其の旨内書すること

- (ロ) 「流動資産」は會社の資産中「固定資産」以外のものを謂ひ「投資資産」は所有有價證券、關係會社に對する貸付金及預金現金の合計金額を謂ふこと
 - (ハ) 「株主資本」及「外部資本」は第二十四號様式記載心得(13)參照
 - (11) 「借入金ノ總額」は借入金と支拂手形との残高の合計金額に依ること但し假受金其の他の名義に依り實質上關係會社等より資金の借入を爲し居るものに付ては之を加算し特に其の額を内書すること
 - (12) 「金融機關」とは銀行・信託會社、保險會社、商工組合中央金庫、産業組合中央金庫を謂ふ
- 六 本様式に依り記載し難き事項あるときは別紙に記載すること

第二十七號様式記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商 號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理又は監督を受くるの有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依ること
- (7) 役員其の他從業者數
- (8) 最近の現在に依り記載すること
- (8) 囑託者等
- (9) 令第九條第二號に該當する者に付記載すること
- (9) 最近五年間に於ける資本金異動
- (9) 公稱資本金の増加又は減少、其の年月、金額及其の事由を記載すること

(10) 主たる株主二十名

- (イ) 報告の時の現在に依り記載すること
- (ロ) 最大の株主、出資者又は基金醸出者より順次二十名に付記載すること
- (ハ) 氏名 合名會社、合資會社及有限會社に在りては社員名を、株式合資會社に在りては株主及社員の氏名を、相互會社に在りては基金醸出者の氏名を記載すること
- (ニ) 株式數 合名會社及合資會社に在りては出資金を、株式合資會社に在りては出資金又は株式拂込金を、有限會社に在りては出資の口數を、相互會社に在りては醸出したる基金額を記載すること

第二十八號様式記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商 號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理又は監督を受くるの有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依ること
- (7) 役員其の他從業者數
- (8) 最近の現在に依り記載すること
- (8) 支拂給與
- (イ) 最近の現在に依り記載すること
- (ロ) 報酬、給料、貸金月額 最近の一月分を記載すること
- (ハ) 手當及賞與年額 過去一年間に支給したる實蹟を記載するものとし手當中金錢以外のものに依る給與あるときは其の見積額を内書すること

(9) 囑託者等

令第九條第二號に該當する者に付記載すること

(10) 主たる株主二十名

(イ) 報告の時の現在に依り記載すること

(ロ) 最大の株主、出資者又は基金醸出者より順次二十名に付記載すること

(ハ) 氏名 合名會社、合資會社及有限會社に在りては社員名を、株式合資會社に在りては株主及社員の名を、相互會社に在りては基金醸出者の氏名を記載すること

(ニ) 株式數 合名會社及合資會社に在りては出資金を、株式合資會社に在りては出資金又は株式拂込金を、有限會社に在りては出資の口數を、相互會社に在りては醸出したる基金額を記載すること

第二十九號様式記載心得

(1) 會社の本店の所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社の營む主たる事業

(6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理又は監督を受くるの有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依ること

(7) 資格

役員、社員其他資格又は階級に依り支給すべき旅費に差等あるときは其の區別に依り記載すること

(8) 地方別に日當、宿泊料を定むる場合の明細

關東州、滿洲國、支那其他外國旅費に關し定めるときは之を別紙に記載すること

(9) 備考

旅費規程の大部分に亘る變更を爲したるに因り其の變更後の旅費規程を報告するものなるときは其の旨及其の變更事由を記載すること

(10) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

第三十號様式記載心得

(1) 會社の本店の所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社の營む主たる事業

(6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理又は監督を受くるの有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依ること

(7) 主たる株主十名

第二十七號様式記載心得(10)に準じ記載すること

第三十一號様式記載心得

(1) 科目

積立金の科目は會社の勘定科目に依ること

(2) 稅務署長の證明を受けたる金額

(イ) 第一條但書の規定に依り固定資産償却累計金額中稅務署長の證明を受けて自己資本に加算したる金額を記載すること

(ロ) 稅務署長の證明の年月日を備考欄に記載すること

(3) 主務大臣の認定金額

- (イ) 第一條第二項の規定に依り主務大臣が自己資本より控除すべきものとして認定したる金額を記載すること
- (ロ) 主務大臣の認定の年月日を備考欄に記載すること

第三十二號様式記載心得

- (1) 当期利益金
會社の決算上の利益金を記載すること（前期繰越金又は積立金より戻入れたる金額あるときは之を控除したる残額に依ること）
- (2) 利益金に對する同上金額の割合
(1)の利益金に對する社内留保金の割合を記載すること
- (3) 期末現在未納税金
酒税、物品税其の他の間接税の未納税金は之を含まざるものとす
- (4) 不要許可額
直前の事業年度の報酬額を記載すること但し當該事業年度の月數と直前の事業年度の月數と異なる場合は第五條の規定に依り計算したる額を記載すること
- (5) 純益金に對する同上の割合
(8)の純益金計算に於ける差引純益金に對する賞與支給額の割合を記載すること
- (6) 不要許可額
令第十三條の規定に依る限度額を記載すること
- (7) 報酬許可額、賞與許可額
當該事業年度の報酬又は賞與に關し主務大臣の許可を受けたるときは其の金額を記載すること
- (8) 純益金計算
會社の決算上の利益金に第七條第二項又は第三項に掲ぐる項目を加減して純益金の計算を明ならしむること
- (9) 基本給料の昇給

- (イ) 昇給月日 當該事業年度中の昇給月日を記載すること
- (ロ) 昇給額 基本給料月額を記載すること但し許可を受けて昇給したる場合は許可を受けたる部分を區分して記載すること
- (ハ) 基本給料積算額 各昇給者の當該昇給直前の基本給料月額に各昇給者の直前の昇給日（初めて昇給したる者に付ては採用の日）後當該昇給日迄に經過したる月數の十二分の一を乗じて得たる金額の合計額を記載すること
- (10) 賞與期間
當該事業年度中に支給したる賞與の屬する賞與期間を記載すること
- (11) 賞與金
當該事業年度中に支給したる賞與金を記載すること、支給回数二回以上あるときは各支給毎に區分すること
- (12) 令第二十一條の限度超過額
(イ) 第二十二條第二號の規定に依り許可を受けて支給したる金額又は令第二十一條第二項但書の規定に依り許可を受けて支給したる金額は夫々區分して記載すること
- (ロ) 第二十二條第一號に掲ぐる方法に依り支給したるものは其の支給方法の概要を「其ノ他参考事項」欄に記載すること
- (13) 其の他参考事項
令第二十條各號に掲ぐる手當以外の手當の準則を記載すること

第三十三號様式記載心得

- (1) 役員、社員其の他の従業者
當該事業年度中の日割平均人員を記載すること
- (2) 貯蓄額
規約貯金、組合貯金、賞與國債支給運動に依る國債支給等に依り支給額より天引して貯蓄せしめ又は國債を以て支給する金額を記載すること

- (3) 貯蓄率
金銭給與の總額に對する貯蓄額の割合を記載すること
- (4) 一人當
役員又は社員員數を以て總額を除して得たる金額を記載すること
- (5) 金銭以外の給與
金銭以外のものを以て支給する給與に關する支出にして當該事業年度の支出と爲したる金額を記載すること
- (6) 福利施設費
新設備、管理費等當該事業年度に於て福利施設費として支出したる金額の合計額を記載すること
- (7) 福利積立
福利施設の爲に當該事業年度に於て積立てたる金額を記載すること
- (8) 經理の方法
當該事業年度の經費として支出したるもの、利益金處分に依り支出したるもの及その他の經理方法に依りたるものの區分に依り記載すること
- (9) 金銭以外の給與の見積額
金銭以外のものを以てする給與の當該事業年度に於ける見積額を記載すること
- (10) 社員の學歴年齢別員數
各學歴に該當せざる者は其の他の欄に一括して記載すること但し其の員數が相當多數に上るときは適宜之を區分して記載すること

第三十四號様式記載心得

- (1) 償却後の記帳價格
當該事業年度の利益金處分に依り償却を爲したる場合は其の金額を期末現在額より控除したる金額を記載すること

- (2) 時價
當該事業年度末現在に於ける時價を記載すること
- (3) 當期中償却額
當該事業年度に於ける損失勘定として償却したるもの及當該事業年度の利益金處分に依り償却したるものの合計金額を記載すること

第三十五號様式記載心得

- (1) 項目
 - (イ) 第一號支出 機密費、交際費、接待費又は廣告宣傳費其の他之と同様の性質を有する支出の科目を記載すること
 - (ロ) 第二號支出 寄附金其の他之と同様の性質を有する支出の科目を記載すること
 - (ハ) 第三號支出 福利施設費中第三十一條各號の支出の科目を記載すること
 - (ニ) 第四號支出 福利施設費中前號に掲ぐる支出以外の支出の科目を記載すること
 - (ホ) 第五號支出 研究費其の他之と同様の性質を有する支出の科目を記載すること
- (2) 追加額
豫算額を超えて支出を爲したる金額を記載すること

第三十六號様式記載心得

- (1) 資格
役員、社員の別其他資格又は階級に依り支給すべき旅費に差等あるときは其の區別に依り記載すること

第三十七號様式記載心得

- (1) 其他

當該事業年度中の支出にして資産中假勘定に計上したるもの其他資産に計上したるものを記載すること

三 會社經理審査委員會官制 (昭和十五年十月十九日 勅令第六百八十二號)

第一條 會社經理審査委員會ハ大藏大臣ノ監督ニ屬シ會社經理統制令第三十九條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス

第二條 委員會ハ會長一人及委員十四人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ大藏次官ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 委員及臨時委員ハ大藏大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ大藏大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六條 委員會ニ幹事ヲ置ク大藏大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七條 委員會ニ書記ヲ置ク關係各廳判任官ノ中ヨリ大藏大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

利益配當審査委員會官制及職員給與臨時措置調査委員會官制ハ之ヲ廢止ス

四 會社經理統制令第三條、第五條、第十

二條、第十九條又は第二十一條の規定

に基く許可又は指定に關する方針 (昭和十五年十月二十二日 會社經理審査委員會決定)

(一) 第三條關係 (利益配當の許可)

(1) 第三條第一項第一號の配當率(以下「一號配當率」と稱す)を越ゆる率に依る配當は原則として之を許可せざる
こと但し本令施行直前の事業年度の配當率が「一號配當率」を超過し居る場合には本令施行後三事業年度を限り直
前の事業年度の配當率より年二分(一年を一事業年度とするもの)に在りては年三分)減の率迄は「一號配當率」を
越ゆる配當を許可すること

(2) 第三條第一項第二號の配當率を越ゆる率に依る配當は左に掲ぐるが如き例外として認むるを適當とする場合の
外原則として之を許可せざること

(イ) 後配株に對する配當を普通株と同一率迄引上ぐる場合

(ロ) 一年の内に於て上期及下期に付配當率に付定例的なる高低を存する會社にして直前の事業年度に其の低き率
に依り配當したるものが其の高き率に依り配當を爲さんとする場合(此の場合に於ては前年相當期の配當率を直
前の事業年度の配當率と看做すこととす但し此の場合には次期の事業年度の配當に關しては之を直前の事業年度
の配當率とせざる様措置すること)

(ハ) 直前の事業年度の配當率が當該事業年度の突發的の事情に依り臨時に減配せられたりと認めらるる場合に従
前の例に鑑み相當と認めらるる配當を復活する場合

(ニ) 新設會社の初度配當に關し從來相當高率なる配當を爲し居たる會社より其の事業の一部を分割し之を主體と

して新会社となしたるものにして之を新会社の原則に依り取扱ふことが不適当なりと認めらるる場合
(ホ) 資本金二十萬圓未滿たりし會社が資本増加に因り資本金二十萬圓以上となりたる後最初の事業年度に付爲す
配當なる場合(此の場合に於ては當該會社に會社經理統制令の適用ありたるものと假定して得べき率に依る)

(二) 第五條關係 (合併會社の配當率の指定)

合併會社の配當率の指定は原則として左記の標準に依ること

(イ) 合併前の各會社の最終の事業年度の配當金の合計額(各會社相互間に授受したるものを除く)を合併後の拂
込資本金を以て除して得たる率を直前の事業年度の配當率と看做し(一) 第三條關係を準用すること
合併前の會社に資本金二十萬圓未滿のものある場合には當該會社に會社經理統制令の適用ありたるものと假定し
て得べき利益配當の金額に依り前項の計算を爲すものとする
(ロ) 企業の合理化上特に(イ)の原則に依るを適當とせざるものに付ては其の實情に従ひ特別の取扱を爲すことを
得ること

(三) 第十二條關係 (役員報酬の許可)

(1) 役員報酬の増加支給は左に掲ぐるが如き例外として認むるを適當とする場合の外原則として之を許可せざるこ
と

(イ) 役員報酬が營業規模、事業種目、所在地域、營業成績の類似する他の會社の一般水準に比し劣れる會社が一
般水準迄之を改善するが爲に増給する場合(從來報酬が過少にして賞與及び一般的手當が過大なりし會社が本令
施行の結果減額せらるべき賞與及び一般的手當の一部を報酬に組入れんとする場合を含む)

(ロ) 増資其の他の事由に依り營業規模が擴大したる會社が其の營業規模の擴大に應じたる増給を爲さんとする場
合

(2) 直前の事業年度に於て役員報酬を支給せざりしとき又は設立後最初の事業年度の役員報酬なるときは營業規
模、事業種目、所在地域、營業成績の類似する他の會社の一般水準を勘案して適當と認めらるる額を限度として之

を許可すること

(3) 合併後最初の事業年度の役員報酬なるときは原則として合併前の各會社の最終の事業年度の役員報酬の合計額
の範囲内に於て(1)を準用して適當と認めらるる額を限度として之を許可すること

(4) 令第七條各號の一に掲ぐる會社に該當せざりし會社令第七條各號の一に掲ぐる會社と爲りたる後最初の事業年
度の役員報酬なるときは原則として直前の事業年度の報酬額を參酌し(1)を準用して適當と認めらるる額を限度
として之を許可すること

(四) 第十三條關係 (役員賞與の許可)

(1) 法定賞與額を超える賞與支給は原則として之を許可せざること但し

(イ) 本令施行前に最終に決算を確定したる事業年度に付支給したる役員賞與額が其の役員賞與を支給せんとする
事業年度の法定賞與額を超える會社に付ては(A) 本令施行後最初に決算を確定する事業年度の役員賞與に在り
ては前期賞與額の五分の四(一年を一事業年度とするもの)に在りては三分の二(以下同じ)に相當する金額を限度
として許可すること

(B) 本令施行後第二回目に決算を確定する事業年度の役員賞與に在りては(A)に基く許可を受けて支給したる
前期賞與額の五分の四に相當する金額を限度として許可すること

(C) 本令施行後第三回目に決算を確定する事業年度の役員賞與に在りては(B)に基く許可を受けて支給したる
前期賞與額の五分の四に相當する金額を限度として許可すること

(ロ) 事業の性質上又は操業開始に至らざる等のため利益率著しく低く法定賞與額をその儘適用するを不適當とす
る場合に在りてはその實情に従ひ特別の取扱を爲すことを得ること

(2) 法定賞與額を超えざる限度において前期賞與額の百分の百二十に相當する金額を超える賞與の支給は原則とし
てこれを許可せざること但し

(イ) 一年の内に於て上期及び下期に付利益に定例的なる高低を存する會社に在りては前年相當期の賞與額を前期
賞與額と看做すこととす但し此の場合には前期賞與額を超えて許可したる金額に付ては之を次期の賞與支給に關

し前期賞與額に算入せざる様措置すること

(ロ) 前期賞與額が當該事業年度の突發的事情に依り減額せられたりと認めらるる場合に在りては前々期の經常的と認めらるべき賞與額を前期賞與額と看做すこと、す

(3) 直前の事業年度に付役員賞與を支給せざりし會社が法定賞與額の百分の七十を超ゆる賞與を支給せんとする場合は原則として之を許可せざること

(4) 設立後最初の事業年度に付法定賞與額の百分の七十に相當する金額を超ゆる役員賞與を支給せんとするものは原則として之を許可せざること、但し既設會社より其の事業の一部を分割し之を主體として新會社となしたるもの、個人經營が會社となりたるもの等にして既設會社の役員賞與の實情に鑑み之を新會社の原則に依り取扱ふことが不適當なりと認めらるる場合は法定賞與額の範圍内に於て適當と認めらるる金額を限度として之を許可すること

(5) 合併後最初の事業年度に付支給する役員賞與に關しては原則として法定賞與額の範圍内に於て合併前の各會社の最終の事業年度の役員賞與の合計額を前期賞與額と看做して得べき金額を限度として之を許可すること尙合併前の各會社の賞與の合計額が著しく法定賞與額を超ゆる場合に於て法定賞與額迄急激に減少せしむるを不適當と認めらるる場合に於ては(四)(イ)に準じて取扱ふこと

(6) 令第七條各號一に該當せざりし會社令第七條各號一に掲ぐる會社と爲りたる後最初の事業年度に付支給する役員賞與なるときは原則として法定賞與額範圍内に於て前期賞與額の百分の百二十を限度として之を許可すること

(五) 第十九條關係 (社員昇給の許可)

法定の限度を超ゆる昇給は原則として之を許可せざること、但し基本給料が所在地域、事業種目の類似する他の會社の一般水準に比し劣れる會社が之を一般水準迄引上げる爲の昇給は之を許可すること(從來基本給料が過少にして一般的手當、賞與が過大なりし會社が本令施行の結果減額せらるべき一般的手當、賞與の一部を基本給料に組み入れんとする場合、初任基本給料の改訂に伴ひ古參社員の基本給料を改訂せんとする場合を含む)

(六) 第二十一條關係 (社員賞與及び一般的手當の許可)

(1) 施行規則第二十四條第一項第二號の許可は原則として之を爲さざること

但し昭和十五年中に終了する賞與期間の一般的手當及び賞與の合計金額が令第二十一條の制限に依るときは前年同期に比し減少を來すべき場合は前年同期の率を限度として許可すること

(2) 令第二十一條第二項の許可は原則として之を爲さざること

但し會社が創業當初にして比較的高給なる社員が多數を占むる爲基本給料の九ヶ月分を超ゆる一般的手當及び賞與の支給を必要とするに拘らず會社が缺損の状態にある場合の如き例外的の場合は許可することあるべきこと

昭和十六年九月二日 印刷
昭和十六年九月五日 發行

會社經理統制令精義

定價四圓五拾錢也

著者

石 卷 良 夫

發行者

東京市麴町區九段一丁目四番地
所 國 松

印刷者

東京市麴町區九段一丁目四番地
海 野 勇 助

東京市麴町區九段一ノ四(九段下)

(日本出版文化協會會員・二八〇二四)

發行所

文 雅 堂 書 店

電話九段一四五二、一四五三
振替東京四二八二一番

配給元・東京市神田區淡路町二ノ九・日本出版配給株式會社

行印 所刷印堂雅文

臨時資金調整法講話	石卷良夫著	四六判布製三二九頁 定價一、九〇送一四
會社經理統制令精義	石卷良夫著	A五判布製四九〇頁 定價四、五〇送二二
新外國爲替管理法講話	石卷良夫著	B六判布製五二〇頁 定價三、九〇送一四
實物 集成 株主總會關係書式集	妹尾一雄編	菊判布製三七二頁 定價三、五〇送一四
會社實務と法律との交渉	井上勝馬著	菊判布製三八四頁 定價三、二〇送一四
新會社法の重要諸點	小林徳三郎著	四六判布製二二五頁 定價一、二〇送一〇
有限會社法講話	岡野哲二著	四六判布製二六五頁 定價一、五〇送一〇
取締役の會社取引	平井信也著	四六判布製二一五頁 定價一、三〇送一〇
株式事務の法律問題	太田義繁著	四六判布製二三四頁 定價一、三〇送一〇
貸金整理回收事務精義	井上勝馬著	菊判布製五四六頁 定價四、〇〇送二二

事業會社の金融	池田了實著	菊判布製三六二頁 定價三、〇〇送一四
擔保附社債信託法の研究	栗栖赴夫著	A五判布製六〇〇頁 定價五、五〇送二二
財團抵當法の研究	江口最著	菊判布製三三四頁 定價二、五〇送一四
事業疾病の診斷と療法	大守卓爾著	菊判布製二一四頁 定價一、七〇送一四
手形法論	(全三卷) 水口吉藏著	菊判布製各五八〇頁 特價各四、五〇送三
手形取引の特殊研究	井上勝馬著	四六判布製二三〇頁 定價一、三〇送一〇
手形關係判例要領集	井上勝馬著	四六判布製三四一頁 定價一、三〇送一〇
手形法講話	岡野哲二著	四六判布製二四八頁 定價一、〇〇送一〇
小切手法講話	岡野哲二著	四六判布製一八九頁 定價九、五〇送一〇
公益企業統制論	碓氷厚次著	A五判布製四八〇頁 定價四、五〇送二二

<p>⊠ 戰時の金融と通貨 春日井 薫著 <small>A五判布製四四三頁 定價四〇〇送二二</small></p>	<p>⊠ 改訂 通貨現象と通貨原理 佐久間 長次郎著 <small>A五判布製二七八頁 定價二五〇送一四</small></p>	<p>⊠ 改訂 國際金融と爲替統制 竹島富三郎著 <small>菊判布製三〇九頁 定價二九〇送一四</small></p>	<p>⊠ 財政金融の新體制 銀行研究社編 <small>A五判清裝二五〇頁 定價一五〇送一〇</small></p>	<p>⊠ 戰時 金融體制的實證的研究 銀行研究社編 <small>菊判清裝三六〇頁 定價一四〇送一〇</small></p>	<p>⊠ 長期戦下の財政金融問題 銀行研究社編 <small>菊判布製三六二頁 定價一、九〇送一四</small></p>	<p>⊠ 銀行組織及業務問題 春日井 薫著 <small>菊判布製三六三頁 定價一、八〇送一四</small></p>	<p>⊠ 長期建設と銀行經營 石卷 良 夫著 <small>四六判布製二三五頁 定價一、二〇送一〇</small></p>	<p>⊠ 金本位の停止と通貨の統制 竹島富三郎著 <small>菊判布製六六五頁 定價四、八〇送二二</small></p>	<p>⊠ 國際 金融 春日井 薫著 <small>菊判布製二六五頁 定價二、五〇送一四</small></p>
--	--	---	--	--	---	---	---	--	---

927
11

終